資料２

ＬＲＴの整備に向けた今後の取組について

軌道事業認定関係の事務フロー

地域公共交通総合連携計画の策定

■連携計画・軌道運送高度化実施計画の原案作成
（事業化計画）

- ・バスネットワークの再編
  ⇒　交通事業者との連携
- ・営業主体の選定
- ・運行計画の検討
- ・建設整備の概要検討

【法定協議会の設立・運営】
・構成
市，県，国，交通事業者（鉄道，バス，タクシー），事業を実施すると見込まれる者，公安委員会，道路管理者，学識経験者，公共交通の利用者等

【連携計画の策定】
・項目
方針，計画区間，目標，実施主体に関する事項（整備事業者と運送事業者⇒**上下分離方式の適用**），交通結節点，乗継利便性の向上等

【軌道運送高度化実施計画の策定】
・項目
区間，内容，予定期間，建設費，資金の調達方法，整備効果，収支に関する事項等

※　協議会の設置及び構成
⇒　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第６条の規定

計画の認定申請（国土交通省）

国土交通大臣の認定
（軌道整備・軌道運送事業の特許取得）

工事施行認可申請　⇒　認可

事業着手

関連事務

【環境影響調査の実施】

◆関係機関との協議

・県との協議
⇒　役割分担に関する事項
⇒　県道の整備・占用に関する事項
⇒　都市計画決定に関する事項

・県警との協議
⇒　交通制御等

・国土交通省との協議
⇒　軌道特許，設計に関する事項
⇒　渡河橋に関する事項

【営業主体候補事業者との協定締結】

【事業化に向けた市民説明の実施】

【都市計画】
事前協議
（国・県）
↓
案作成，縦覧
↓
決定，公示
↓
認可申請
↓
事業認可

【測量・設計】
測量
（既存道路部）
↓
測量
（用地買収部）
↓
各種概略設計
↓
各種詳細設計
↓
工事実施設計

※　事業認可に係る認可のほか，「車両設計認可」や「運輸に関する認可」が別に必要